

日本ソーシャルフットボール協会 競技規則（初版）

1. 規則全般

競技規則は、国際サッカー連盟（FIFA）から発行されているものに準拠する。
ただし、以下の点については、精神障がい者の特別ルールとして実施する。

2. 参加資格

- 1) 以下の要件全てを全て満たし、スポーツマンシップに則って大会に参加できる者
- 2) 精神疾患/精神障がいのため医療機関で継続的に治療を受けている者
- 3) WHO の国際診断基準「ICD-10 精神および行動の障害」のうち、F2 または F3 に該当する者を中心とするが、他の精神疾患/精神障がいも妨げない
- 4) 毎年4月1日現在、13歳以上の精神障がい者で、以下ア～ウのいずれかを提示できる者
 - ア) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - イ) 障害者自立支援法の自立支援医療制度を利用している者
 - ウ) 精神科を継続的に受診しており、主治医より通院証明書の発行が得られる者

3. チーム編成

- 1) 5人制を原則とし、うち1人はゴールキーパーとする。
- 2) 女子選手を含む場合に限り、最大6人がコートに立つことができる。
女子が2人以上でも、最大6人で試合を行う。
- 3) チーム全体の登録人数は6人+交代要員9人の、計15人とする。

4. 試合形式

大会形式、試合時間、コートの大きさ、交代などに関しては、参加チーム数や競技者の構成によって決定する。

5. 競技上の注意点

- 1) 危険な行為、非紳士的行為、審判や相手選手への抗議や暴言にはとくに厳しく対処する。
- 2) 試合は原則としてランニングタイムで行う。
- 3) ボールを保持した相手選手に対するスライディングは禁止とするが、相手に無関係な場所におけるスライディングは反則としない。
- 4) 累積ファウル、第2PKは適用しない。
- 5) 眼鏡を含め、全ての装身具の着用は不可。すね当ての着用は必須。